

令和4年度 除雪・凍結防止剤散布業務の変更点及び連絡事項等

1 前年度からの主な変更点

(1) 除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式

- ・令和4年度より、「長野市鬼無里・戸隠ブロック」「小川村長野市中条ブロック」「長野市信州新町大岡ブロック」の3ブロックが小規模維持補修工事JVと一体化。

(2) 工区設定

- ・(主) 長野真田線の松代バイパス開通に伴い、対象区間を追加。(除雪8工区、散布5工区)
- ・(主) 長野菅平線において令和4年度途中にバイパス開通予定の区間があり、対象区間を見込んでいる。(除雪4工区、散布6工区)
- ・(主) 長野荒瀬原線において市から県へ移管となった区間があり、対象区間を追加。(除散5工区)
- ・除雪19工区は廃止とし、長野市鬼無里・戸隠ブロックへ併合。

2 連絡事項等

(1) 除雪業務に係る道路維持作業用自動車届出確認証の提示。

- ・落札候補者は、車検証及び道路維持作業用自動車届出確認証を提出する。
- ・新規届出となる場合は、その旨を報告のうえ手続きを行い、手続き完了後速やかに提出する。

(2) GPS機器を活用した除雪管理システムの運用

- ・当面の間、各機械にシステムの端末(スマホまたはGPSロガー)と、従来のタスクメーターを併設して運用。(システムに支障が出た場合の代用を想定)
- ・スマホはリアルタイムで機械位置が把握可能なため、緊急輸送路に優先配備。また、散布車は国道と2.5m³級以上の車両に配備。その他機械はGPSロガーを配備している。

(3) 少雪時における除雪体制確保のための固定的経費について

- ・令和4年度より、少雪の年でも除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上することとなった。詳細は除雪業務特記仕様書を参照。